

豊能町里道等整備工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共の用に供している里道等の整備工事を行う者に対して補助金を交付し、もって住民の生活環境の改善を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里道等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路以外の道路及び河川法（昭和39年法律第167号）第3条並びに第100条に規定する河川以外の水路をいう。
- (2) 整備工事 改良工事及び修繕工事をいう。
- (3) 利害関係者 隣接土地の所有者及び利用者（受益者）をいう。
- (4) 工事施工者 利害関係者及び地域団体で、当該里道等の整備工事を行う者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 町長は、次の各号に掲げる用件のすべてを具備する里道等の工事施工者（以下「申請者」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。但し、営利を目的とする開発行為を行うものに対しては交付の対象外とする。

- (1) 現に公共の用に供され、利害関係者が複数以上であること。
- (2) 利害関係者が合意していること。
- (3) 幅員が0.91メートル以上であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業費の2分の1以内とする。ただし、1件の工事費が10万円未満のものについては、補助金は支給しない。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者は、里道等整備工事補助金交付申請書(様式第1号)により次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 里道等整備工事实施計画書
- (2) 利害関係者の合意書
- (3) 工事費見積書
- (4) 現況写真
- (5) 図面
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定額)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要条件を付すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、里道等整備工事補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(工事の変更等)

第7条 申請者が補助金の交付決定の通知を受けた後、工事を変更し、又は中止しようとするときは、里道等整備補助工事補助金変更（中止）申請書（様式第3号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定により工事の変更（中止）申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更を決定するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の変更を決定したときは、里道等整備工事補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(工事着工)

第8条 申請者は、前条第2項の規定による決定通知を受けた後、30日以内に工事を着工しなければならない。

2 申請者は、工事を着工したときは、速やかに工事着工届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(工事完了届書)

第9条 申請者は、工事が完了したときは、速やかに工事完了届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに里道等整備工事補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 里道等整備工事实績書
- (2) 工事写真（施工前、施工中、施工後）
- (3) 工事契約書の写し等
- (4) 領収書等（町長が認めた場合には、補助金交付後の提出とする）
- (5) 里道等整備工事補助金交付請求書（様式第8号）

(補助金の交付の時期)

第 11 条 町長は、前条の実績報告書を審査し、補助金交付決定の内容に適合していると認めるときは、申請者に対して補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、里道等整備工事補助金交付確定通知書（様式第 9 号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第 12 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく町長の指示に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消したときは、里道等整備補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。